

「＋ONEマーク(プラスワンマーク)制度」 認証規程

令和7年2月20日制定

1. 目的

「＋ONEマーク制度」は、不定期航路事業者(旅客不定期航路事業者及び一般不定期航路事業者)の任意の申請に基づき、当該申請事業者が法令遵守していることを確認した上で、それを超える上乗せの安全性向上に向けた取組状況を評価・認証し、結果を公表する制度である。本制度を通じて、利用者が不定期航路事業者等の安全性向上に向けた取組を簡便に確認できるようにし、利用者の安心に資するとともに利用者による事業者の評価・選択を通じて、安全性向上に向けた取組を促進することを目的とする。

本規程は、評価認証団体が「＋ONEマーク制度」を運営するために必要となる事項を定める。

2. 制度の概要

(1) 制度の内容

事業者からの任意の申請に基づき、安全性に関する法定事項以外の項目について基準を満たしている場合は、第一段階の認証を付与。(安全性向上に向けた積極性を評価)

第一段階の認証を取得している事業者が、同様の取組基準を満たしている場合は、第二段階の認証を付与。(継続性を評価)

(2) 対象者

不定期航路事業者(旅客不定期航路事業者及び一般不定期航路事業者)を対象とする。

※「人の運送をする不定期航路事業(届出)」は、令和7年4月1日から「一般不定期航路事業(登録)」に変更になりました。

3. 評価・認証

(1) 評価単位

事業者単位で評価・認証を行う。

(2) 申請

1) 申請方法

申請事業者は、別に定める様式に則り、申請書及び書類審査のために必要な添付資料等を提出し(以下、「申請書等」という。)、評価認証団体が認証する審査資格者による書面審査を受ける。

2) 申請時期

認証の受付期間は、令和7年10月1日から10月20日とする。

当年の10月1日を申請基準日とし、申請事業者は令和6年10月1日から令和7年9月30日までの取組状況に基づいて、申請書等の作成を行う。

3) 申請要件

申請事業者は、以下の要件を全て満たしていることを要する。

- (ア) 事業許可取得又は届出(登録)後、3年以上経過していること
- (イ) 過去3年間に、行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けていないこと
- (ウ) 過去に認証の取り消しを受けた際の欠格期間に該当していないこと

(3) 評価方法

1) 書面審査

評価認証団体が認証する審査資格者は、申請事業者が提出した申請書等に基づき書面審査を行う。申請書等の記載内容に疑義がある場合は、その内容について確認を行う。

2) 選任

評価認証団体は、審査資格者となる者の要件を定め認定を行うことで、審査資格者に書面審査を行わせることができる。

(4) 評価項目及び配点等

1) 評価項目

評価項目は、「安全性に対する取組状況」及び「運輸安全マネジメントの取組状況」とし、100点満点の加点方式により審査を行う。

(ア) 安全性に対する取組状況

「海難防止」、「緊急時の救命」、及び「乗客への情報提供」の3つの観点から評価基準を設けており、安全性に対する事業者の取組状況について、80点満点で評価を行う。

また、「その他」の項目を別途設けており、評価基準を満たす場合には、特別加点として各20点を付与する。ただし、特別加点の評価基準を満たしたことにより、80点を越えて点数を獲得した場合は、80点として評価する。

(イ) 運輸安全マネジメントの取組状況

事業規模に応じて、「通常評価対象事業者」及び「小規模海運評価対象事業者」に区分し、事業規模ごとに作成された評価基準に基づき、輸送の安全性向上に向けたPDCAの取組状況等について、20点満点で評価する。

2) 配点及び基準点

各評価項目の配点と基準点は以下の通り。なお、評価基準の詳細については、別表に記載する。

大項目	配点	基準点
(ア) 安全性に対する取組状況	80 点 (海 難 防 止: 40 点) (緊 急 時 の 救 命: 20 点) (乗 客 へ の 情 報 提 供: 20 点)	50 点
(イ) 運輸安全マネジメントの取組状況	20 点	10 点

※基準点とは、各審査項目において最低限必要な点数を指す。

(5) 認証基準

以下の認証基準を全て満たす場合に認証する。

(ア) 100点満点中60点以上で認証する。

(イ) 各大項目の評価点数が、それぞれの基準点以上で認証する。基準点を下回る項目がある場合は、合計得点が60点以上でも不適合となる。

(6) 認証種別

認証種別は第一段階及び第二段階の2種類とする。認証を付与された事業者には、認証証及び認証マークのデータが提供され、本制度の認証を取得したことを表示することができる。(認証証については別添を参照のこと)

(ア) 第一段階(安全性向上に向けた積極性を評価)

各評価項目について書類審査を行い、認証基準を満たす場合に、第一段階の認証を付与する。

(イ) 第二段階(継続性を評価)

第一段階の認証を受けた事業者が、更新の際に、再び認証基準を満たした場合に、第二段階の認証を付与する。

(7) 有効期間

第一段階の認証については、認証日から3年間有効とする。

また、第二段階の認証については、認証日から6年間有効とする。

(8) 認証取消

1) 取消基準

以下のいずれかに該当する場合、認証を取り消す。

(ア) 不正申請等により認証を受けたことが確認された場合

(イ) 認証期間内に認証事業者が行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けた場合

2) 欠格期間

認証取消日より3年間を欠格期間とし、再度申請することはできない。

3) 不服申立て

認証取消を行う場合にあっては、事前に当該事業者に対して不服申立ての機会を与えた上で、評価認証団体の決定により行う。

4. 報告義務

認証の有効期間内に、行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けた場合は、行政処分等の効力発生日から30日以内に、評価認証団体に報告する義務を負う。

5. 規程の改廃

この規定の改廃は、評価認証団体の決定により行う。

令和7年9月1日 改定

+ONEマーク第一認証証



当会は、下記事業者の安全性向上に向けた取組状況を審査した結果、同事業者が法令を遵守しており、さらに上乗せの安全性向上に取り組んでいることを証します。

事業者名 ○○○○○○○○○

所在地 〒100-8918 東京都千代田区霞が関X-X-X
○○○○○○

認証日 2025年○月○日

認証番号 XXXX-XXXX

旅客船事業者の安全性評価認証制度(+ONEマーク認証制度)

評価認証団体名 一般社団法人日本海事代理士会

所在地 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目4番16号
ニュー小林ビル3階

代表者名 ○○○○○○○○○

※本証書の有効性は、当会までお問い合わせの上、確認することができます。

+ONEマーク第二認証証



当会は、下記事業者の安全性向上に向けた取組状況を審査した結果、同事業者が法令を遵守しており、さらに上乗せの安全性向上に継続して取り組んでいることを証します。

事業者名 ○○○○○○○○

所在地 〒100-8918 東京都千代田区霞が関X-X-X
○○○○○

認証日 2025年○月○日

更新日 2028年○月○日

認証番号 XXXX-XXXX

旅客船事業者の安全性評価認証制度(+ONEマーク認証制度)

評価認証団体名 一般社団法人日本海事代理士会

所在地 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1丁目4番16号
ニュー小林ビル3階

代表者名 ○○○○○○○○

※本証書の有効性は、当会までお問い合わせの上、確認することができます。